

婚姻届の記載例と注意点

記入は黒のボールペンまたはインクペンを使用し丁寧に記入ください。
※消えるボールペンで書かないでください。

届出する日をご記入ください。
届出日が法律上の婚姻日となります。
未来や過去の日付での受付はできません。

婚姻届

令和3年 9月 1日届出

届け先の市区町村名をご記入ください。

千葉県我孫子市長 殿

夫および妻それぞれの氏名・生年月日をご記入ください。

届出時点で住民登録をしているところをご記入ください。婚姻届と同時に転入をされる場合は、新しい住所をご記入ください。

今現在の本籍地と戸籍の筆頭者（戸籍のはじめに記載されている人）の氏名をご記入ください。筆頭者はお亡くなりになっていても変わりません。

実父母の現在の氏名と続柄をご記入ください。離別やお亡くなりになっている場合でもご記入ください。

今後どちらの氏を名乗るのか、必ず選択してください。（外国人との婚姻の場合は選択不要です。）

届出時に、結婚式も同居もしていない場合は空欄にしてください。

同居を始める前の夫および妻の住民登録の世帯で、主に収入のある方のお勤め先等のあるものはまるものにチェックしてください。

夫および妻それぞれが婚姻前の氏名で、必ずご本人が自署してください。※押印義務は廃止となりました。任意に押印することは可能です。

平日昼間にご連絡のとれる電話番号を必ずご記入ください。

氏名		夫になる人 あびこ いらるう 氏名 我孫子 一郎		妻になる人 てがぬま ゆきこ 氏名 手賀沼 雪子	
生年月日		昭和55年 4月 1日		昭和58年 11月 3日	
住所		千葉県我孫子市東本町1丁目 1番5号 番地(101号) 1番 番号		千葉県柏市中央1丁目 321番地 番地 番号	
本籍		茨城県取手市福田 1819番地5 番		千葉県柏市中央1丁目 321番地1 番	
父母の氏名 父母との続柄		父 我孫子 太郎 続柄		父 手賀沼 正男 続柄	
母 我孫子 花子 長男		母 手賀沼 洋子 長女			
婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍		<input checked="" type="checkbox"/> 夫の氏 <input type="checkbox"/> 妻の氏 千葉県我孫子市東本町一丁目1番 新本籍（左の□の氏の人すでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください）			
同居を始めたとき		令和元年 5月 結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください			
初婚・再婚の別		夫 <input checked="" type="checkbox"/> 初婚 <input type="checkbox"/> 再婚 (<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別 年月日) 妻 <input checked="" type="checkbox"/> 初婚 <input type="checkbox"/> 再婚 (<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別 年月日)			
同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と		再婚のときは、直前の婚姻を解消した日について書いてください。内縁のものは含まれません。 1. 農業だけまたは農業とその他... 2. 自由業・商工業・サー... 3. 企業・個人商店等(官... 4. 3にあてはまらない常... 5. 1から4にあてはまらな... 6. 仕事をしている者のい...			
夫妻の職業		夫の職業		妻の職業	
その他		国勢調査のある年度（令和2年度）に届出する場合のみご記入ください。それ以外は不要です。			
届出人		夫 署名押印 我孫子 一郎 (印)		妻 署名押印 手賀沼 雪子 (印)	

連絡先
電話 010-1234-5678
自宅・勤務先[]・携帯

この届は土曜・日曜・祝日及び平日の時間外でも届出することができます。（この場合、守衛室等で預かりするので、できれば前日までに市民課窓口または行政サービスセンターで事前の審査を受けてください。）

なお、土曜・日曜・祝日及び平日の時間外に届出をされた場合は、その場で受理証明書発行や住所の異動はできません。また、後日加筆訂正などで来庁していただく場合もございますので、ご了解ください。

届け出られた事項は、人口動態調査（統計に基づく指定統計第5号厚生労働省所管）にも用いられます。

証人		鈴木 明子 (印)		佐藤 月子 (印)	
署名押印		昭和20年 1月 1日		昭和50年 5月 3日	
生年月日		千葉県流山市幸町一丁目 2197番地28 番地 番号		茨城県取手市寿町三丁目 番地 5番15号	
住所		千葉県流山市幸町一丁目 2197番地28 番		茨城県取手市寿町三丁目 番地 5番	
本籍					

証人は婚姻する当事者以外で、成人の方（両親、兄弟、親戚、知人、職場の方など）2名が必要です。必ず自署していただいでください。※押印義務は廃止となりました。任意に押印することは可能です。なお、外国人が証人となる場合は、お問い合わせください。

●選択した氏の人戸籍の筆頭者ではない場合
ご夫婦で新しい戸籍を作ります。どこに本籍を置きたいか、ご希望の本籍地を必ずご記入ください。

●選択した氏の人すでに戸籍の筆頭者の場合
その戸籍に配偶者が入籍しますので、新本籍は空欄にしておいてください。

●外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合
新しい戸籍がつくれますので、希望する本籍地を書いてください。氏を選択は不要です。

※新本籍を置く市区町村役場に必ず確認し、その表示で記入してください。

◆届出に必要なもの

- 婚姻届（1通） ※未成年の婚姻には、父母の同意が必要です。詳しくはお問い合わせください。
- 夫と妻の戸籍謄本 各1通（夫または妻の本籍が届出地でない場合は、本籍がない方の戸籍謄本が必要です。）
- ご本人であることを確認できる書類（運転免許証等）

◆次の場合は窓口にお問い合わせください。

- ◎双方または一方が外国人の方。
- ◎外国方式で婚姻が成立した方。
- ◎婚姻する夫婦に出生子があるとき。

◆住民異動について

婚姻によって、住所や世帯主が変わる方は、別途住民異動の手続きが必要となります。婚姻届と同時に住民異動届を出すときは、住所欄に新住所、新世帯主をご記入ください。市外からの転入の方は、旧住所地の市区町村からの転出証明書をご持参ください。※守衛室では行えませんのでご注意ください。

◆マイナンバーカードについて

婚姻届により、氏名等に変更が生じた場合は、マイナンバーカード（個人番号カード）の変更手続きが必要になります。※守衛室では行えませんのでご注意ください。

我孫子市役所 市民課 戸籍担当
TEL 04-7185-1111 (代表)